

後期高齢者医療制度 って



な～に?

その7

今年4月から始まった75歳以上の人(65歳以上の一定の障がいがある人を含みます。)を対象とした「後期高齢者医療制度」についてお伝えします。

照会先 高齢福祉課 ☎ 23-8127・☎ 23-7734
岐阜県後期高齢者医療広域連合
☎ 058-387-6368

平成20年度の保険料額 が決定しました

平成19年の所得が確定し、平成20年度の保険料が決まりましたので、4月末までに長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者になった方に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

なお、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)加入の前日まで被用者保険(国保、国保組合以外の医療保険)の被扶養者であった方は、加入してから2年間保険料が軽減されます。この保険料の軽減は、加入前の保険者から提供される情報により岐阜県後期高齢者医療広域連合で行います。この情報提供がない場合には、保険料の軽減がされていないので、このような方は高齢福祉課まで申し出てください。

8月から「窓口での自己負担割合」が変更になる方へ

医療機関の窓口では、医療費の1割または3割の自己負担をいただいています。平成20年度の市民税が決まりましたので、8月1日から「窓口での自己負担割合」はその課税状況などにより変更になる場合があります。なお、「窓口での自己負担割合」が変更になる方には、7月中旬に岐阜県後期高齢者医療広域連合から負担割合変更の案内が送付されますので、ご確認のうえ、高齢福祉課の窓口(関地域以外の各地域にお住まいの方は各地域事務所民生福祉係窓口)で現在お使いの被保険者証と新しい被保険者証を交換してください。

8月1日からの、「窓口での自己負担割合」は下記の表のとおりです。

市民税課税所得額 (同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、課税所得が最上位の方の額)	同一世帯の後期高齢者医療被保険者 すべての収入金額を合計した額	自己負担割合	
145万円以上	383万円以上	3割	
	383万円以上で、しかも同一世帯に70歳以上75歳未満の方がいる場合、その方との収入金額の合計した額が520万円未満	3割(自己負担限度額「一般」適用) ※1 (申請が必要です。無申請や認められない場合は3割)※2	
	383万円未満	1割(申請が必要です。無申請や認められない場合は3割)※2	
	520万円以上	3割	
145万円未満	被保険者が2人以上の場合	520万円未満	1割(申請が必要です。無申請や認められない場合は3割)※2
			1割

※1 「3割(自己負担限度額「一般」適用)」とは、通常窓口での自己負担割合は3割ですが、1カ月の医療費を合計し高額療養費の支給対象として計算したとき、自己負担割合が1割「一般」の方と同じ自己負担限度額で計算するという事です。なお、1割「一般」の方の自己負担限度額は、外来(個人ごと)だけの月では、12,000円/1カ月、同じ世帯の被保険者が入院された月では、外来+入院(同じ世帯の被保険者の合計)44,400円/1カ月です。

※2 基準収入額適用申請書が必要です。対象となると思われる方には、申請書を送付します。

減額認定の対象となる方は 申請ができます

市民税非課税世帯の方は、入院されたときに「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、食事代などの負担額が低くなります。対象となる方には、7月中旬に申請書を送付しますので、7月31日までに高齢福祉課窓口(各地域事務所民生福祉係窓口)へ申請書を提出し、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けてください。